

青森県報

号外第九十二号

平成十九年
十一月三十日
(金曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則……………(職員課)…一

公営企業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(経営管理課)…一

人事委員会

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
別表第二のキの表中「6,100円」を「6,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年十一月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二十号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第六のアの表中

1級	6,500円。ただし、1号給6,030円、2号給6,079円、3号給6,129円、4号給6,178円、5号給6,228円、6号給6,277円、7号給6,327円、8号給6,376円、9号給6,426円、10号給6,484円
2級	8,500円。ただし、1号給8,271円、2号給8,352円、3号給8,433円

を

に改める。

1級	6,500円
2級	8,500円

別表第六のイの表中

1級	10,800円。ただし、1号給10,584円、2号給10,696円
----	-----------------------------------

を

1級	10,800円
----	---------

に改める。

別表第六のウの表中

1級	6,100円
2級	8,000円。ただし、1号給7,924円、2号給7,996円

を

1級	6,200円
2級	8,000円

に改める。

別表第六の五の表中

1級	8,000円。ただし、1号給6,817円、2号給6,880円、3号給6,943円、4号給7,006円、5号給7,069円、6号給7,137円、7号給7,204円、8号給7,272円、9号給7,330円、10号給7,402円、11号給7,474円、12号給7,546円、13号給7,609円、14号給7,699円、15号給7,789円、16号給7,879円、17号給7,974円
2級	9,400円。ただし、1号給8,023円、2号給8,118円、3号給8,212円、4号給8,307円、5号給8,401円、6号給8,505円、7号給8,608円、8号給8,712円、9号給8,820円、10号給8,883円、11号給8,946円、12号給9,009円、13号給9,072円、14号給9,139円、15号給9,207円、16号給9,274円、17号給9,337円

を

1級	8,000円
2級	9,400円

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭